

中部地方整備局事業評価監視委員会（令和6年度 第2回）

日時：令和6年10月9日（水）14:00～

場所：KKR ホテル名古屋 3F 芙蓉の間

議 事 次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 対象事業の説明審議

（1）再評価審査【重点審議】

「海岸事業」

○駿河海岸 直轄海岸保全施設整備事業

「道路事業」

○一般国道42号 熊野道路

○一般国道42号 紀宝熊野道路

（2）事後評価審査

「海岸事業」

○津松阪港海岸 直轄海岸保全施設整備事業

4. その他

連絡事項

5. 閉会

令和6年度 中部地方整備局事業評価監視委員会
委員名簿

あかほり 赤堀	りょうすけ 良介	愛知工業大学工学部土木工学科教授
あべ 阿部	じゅんこ 順子	椚山女学園大学生生活科学部生活環境デザイン学科准教授
おおくぼ 大窪	くみこ 久美子	信州大学農学部農学生命科学科教授
なかざわ 中澤	ひろし 博志	静岡理工科大学理工学部土木工学科教授
なかむら 中村	ともあき 友昭	名古屋大学大学院工学研究科准教授
のじま 能島	のぶおと 暢呂	岐阜大学工学部社会基盤工学科教授
ふくい 福井	しゅうごう 秀剛	弁護士
まつお 松尾	な お こ 奈緒子	三重大学生物資源学部生物資源学研究科准教授
まつもと 松本	ゆきまさ 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授
やまだ 山田	えり 恵里	名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授

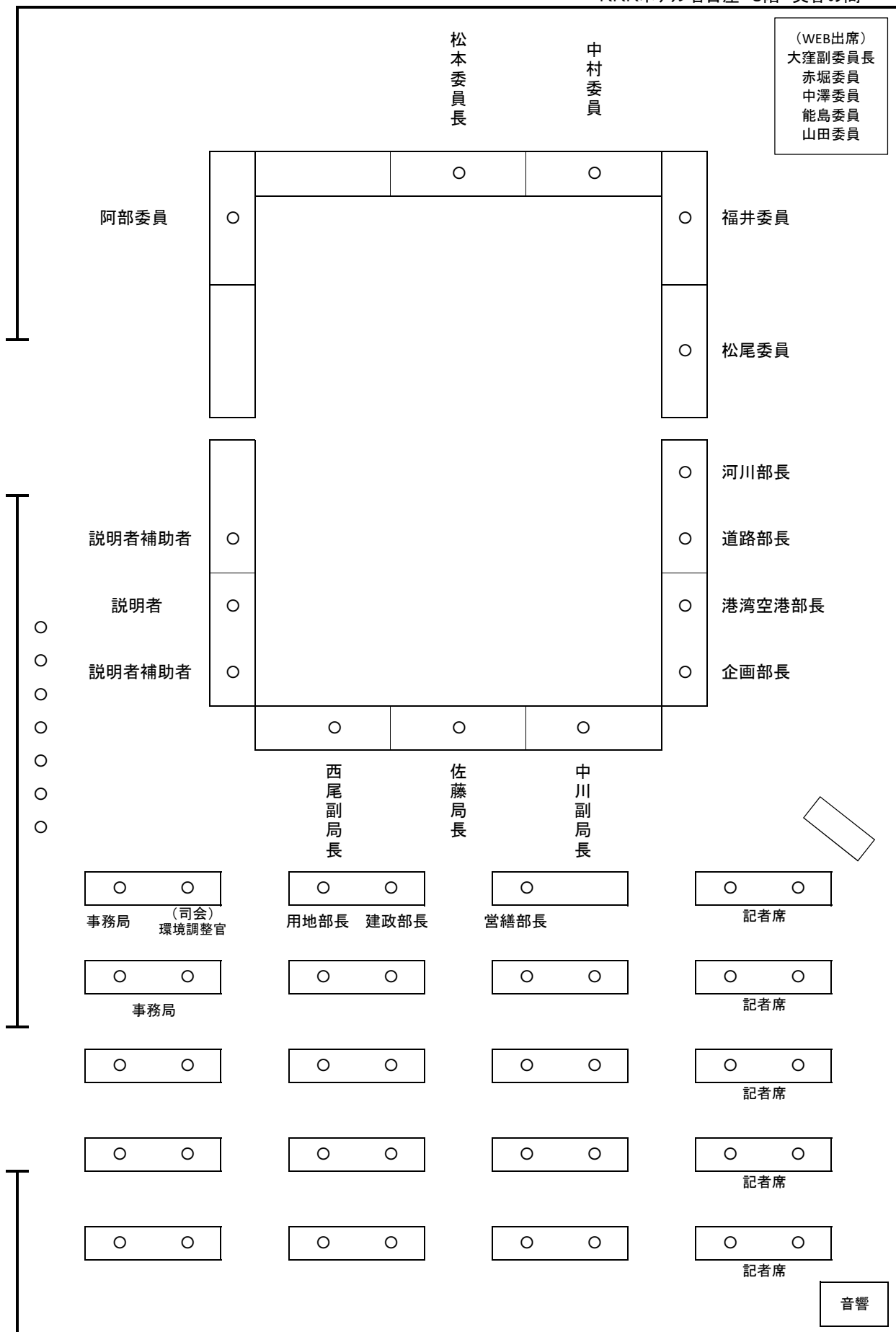
(敬称略 五十音順)

中部地方整備局事業評価監視委員会（令和6年度 第2回） 出席者名簿

委員	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	委員長	
	おおくぼ く み こ 大窪 久美子	副委員長	(WE B 出席)
	あかほり りょうすけ 赤堀 良介	委員	(WE B 出席)
	あ べ じゅんこ 阿部 順子	委員	
	なかざわ ひろし 中澤 博志	委員	(WE B 出席)
	なかむら ともあき 中村 友昭	委員	
	のじま のぶおと 能島 暢呂	委員	(WE B 出席)
	ふくい しゅうごう 福井 秀剛	委員	
	まつお な お こ 松尾 奈緒子	委員	
	やまだ え り 山田 恵里	委員	(WE B 出席)
中部地方整備局			
	きとう ひさのぶ 佐藤 寿延	局長	
	にしお やすゆき 西尾 保之	副局長	
	なかがわ まさあき 中川 雅章	副局長	
	はまだ ただし 濱田 禎	企画部長	
	お ろ たけし 小路 剛志	建政部長	
	よしおか だいぞう 吉岡 大藏	河川部長	
	もちづき たくろう 望月 拓郎	道路部長	
	みしま おさむ 三島 理	港湾空港部長	
	いろかわ としひさ 色川 寿喜	営繕部長	
	しまみね かつや 島峯 克弥	用地部長	

中部地方整備局事業評価監視委員会(令和6年度 第2回) 配席図

KKRホテル名古屋 3階 芙蓉の間



中部地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（平成22年4月1日付け国官総第367号の2、国官技第369号の2 国土交通事務次官通知）、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（平成21年6月1日付、国官総第43号の2、国官技第36号の2 国土交通事務次官通知）（以下「要領」という。）に基づいて中部地方整備局（以下「整備局」という。）に設置する中部地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、中部地方整備局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（原案又は案）の提出を受け、各事業を取りまく社会状況等を勘案し、要領に基づく再評価及び事後評価の運用状況等について報告を受けること。
- 二 審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案又は案）について審議を行い、対応方針に対し意見等がある場合には、局長に対して意見の具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員会は10人以内で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。ただし、6年を限度とする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長は、会務を総理する。
- 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた中部地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、中部地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 本規則は平成13年7月17日から施行する。
平成14年7月12日 一部改正
平成15年7月22日 一部改正
平成22年4月 1日 一部改正

配付資料一覧

1. 委員会開催資料
(議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図、委員会規則、配付資料一覧)
2. 再評価に係る県知事等意見 . . . 資料 1
3. 対応方針一覧表 . . . 資料 2
4. 駿河海岸 直轄海岸保全施設整備事業 説明資料 . . . 資料 3
5. 一般国道 4 2 号 熊野道路・紀宝熊野道路 説明資料 . . . 資料 4
6. 津松阪港海岸 直轄海岸保全施設整備事業 説明資料 . . . 資料 5
7. 再評価に係る資料【海岸事業】 . . . 資料 6
8. 再評価に係る資料【道路事業】 . . . 資料 7
9. 事後評価に係る資料【海岸事業】 . . . 資料 8